

休日保育のご案内

実施園	めぐみの木こども園 住所 鴻巣市原馬室4 1 1 3 電話 048-501-7444
対象児童	市内に住所のある1歳児クラス（4月1日時点で満1歳以上）から小学校就学前までの、保育を必要とする2号及び3号の支給認定を受け、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所に通所している健康で集団保育が可能な児童で、保護者が就労等で家庭での保育が困難である児童。
利用日	日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。 ★平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限る。
保育時間	午前7時00分から午後6時00分までの間の保育を必要とする時間
利用定員	1日8名
利用料金	利用料は通常保育の利用者負担額（保育料）に含まれます。 ※保育短時間の認定の方は、保育短時間（午前8時30分～午後4時30分）の範囲を超えて利用した場合は、別途延長保育料を徴収いたします。 ※18時を超えてしまう場合は超過利用料金として、10分毎に200円を申し受けます。
利用方法	利用を希望される方は、鴻巣市保育課へ登録申請してください。申請内容を審査し利用の可否を決定いたします。
予約方法	利用月の1ヶ月前の1日から 利用日の8日前までの間 、めぐみの木こども園へ専用アドレス(kyuho@aiwa-ef.ac.jp)にてメールで受け付けます。メールにはお子様のお名前・保護者様名・通園されている園名・ご利用日・ご利用時間帯および緊急連絡先を入力して下さい。 ★自動返信メールが届きますので受信設定をお願いします。 ★当日の予約はお受けできません。
食事・おやつ	昼食はお弁当をお持ちください。おやつについては、園で用意します。
持ち物他	・着替え（2枚程度） ・上履き ・帽子 ・連絡カード ・お弁当 ・箸、スプーン、フォーク ・食事用エプロン ・水筒 ・午睡セット（大判バスタオル2枚） ※ 利用日に投薬が必要な児童はご利用できません。 ※オムツが必要な場合にはお持ちください。 ※お弁当、スプーン等、食事用エプロンはまとめて巾着袋に入れてください。 ※持ち物には必ずお名前をご記入ください。